

特定非営利活動法人 SPICY 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人 SPICY の賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって円滑かつ適切に運営し、この法人の活動の推進に資することを目的とする。

(賛助会員資格)

第2条 この法人の趣旨に賛同し、この法人の活動の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。なお、賛助会員は総会における議決権を有しない。

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込手続きを行い、賛助会員年会費を納入することにより入会とする。

(会費)

第4条 賛助会員年会費は、以下のとおりである。

- (1) 個人賛助会員年会費：1口3,000円を1口以上
- (2) 団体賛助会員年会費：1口6,000円を1口以上
- 2 賛助会員年会費とは毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費を言う。
- 3 年度の途中に入会した者は、当年度賛助会費を入会の際に納入するものとする。
- 4 一旦納入された会費は、如何なる場合にもこれを返還しない。

(退会)

第5条 賛助会員は、所定の退会届をこの法人に提出することによって、任意にいつでも賛助会員を退会することができる。ただし、再入会は拒まない。

(除名)

第6条 賛助会員として相応しくない行為があった場合には、この法人は理事会の議決に基づき該当する賛助会員を除名することができる。

(賛助会員資格の喪失)

第7条 賛助会員は次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該賛助会員が死亡または解散したとき
- (3) 正当な理由なく賛助会費を2年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(規約の変更)

第8条 この規約を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

- 2 規約を変更したとき、理事長は会員に変更内容を通知しなければならない。

附則

この規約は、平成30年10月15日から施行する。